

## **5. 就業支援に関する施策等**

(雇用・就業機会の増大)

## 特定求職者雇用開発助成金

母子家庭の母等及び父子家庭の父の就職が特に困難な者の雇用機会の増大を図るため、これらの者をハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対し、特定求職者雇用開発助成金を支給している。

### 支給額(平成26年度)

対象労働者(一般被保険者)	助成金		助成期間
	中小企業	中小企業以外	
①母子家庭の母等及び父子家庭の父 (短時間労働者除く)	60万円	50万円	1年
②母子家庭の母等及び父子家庭の父 (短時間労働者)	40万円	30万円	1年

### 支給実績

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
支給件数	25,575件	26,783件	29,540件	31,509件	35,271件	37,068件
支給額	74億円	98億円	109億円	116億円	129億円	137億円

## トライアル雇用奨励金

母子家庭の母等及び父子家庭の父は、子育てとの両立のため求職活動が制限されてしまうこと、未就職期間が長いため、就労能力への不安を有すること等により就職が困難な状況にある。このため、母子家庭の母等及び父子家庭の父がその家庭環境、適性・能力にふさわしい職業につくことができるよう、国は、求人者と求職者とが相互に理解を深めるためのトライアル雇用制度（月額最大5万円（最長3か月間）を事業主に支給）を母子家庭の母等及び父子家庭の父に対しても実施し、早期就職の促進を図っている。

### トライアル雇用開始人数(母子家庭の母等及び父子家庭の父)

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
219人	149人	155人	145人	43人	40人	44人

※平成25年度までは、生活保護受給者に係る実績を含む。

## たばこ事業法の許可基準の特例

製造たばこの小売販売業の許可に当たっては、母子及び父子並びに寡婦福祉法第26条及び第34条に基づき、同法第6条第4項に規定する寡婦若しくは同条第6項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものに該当する者については、許可基準の特例として、大蔵省告示（平成10年大蔵省告示第74号）2（1）に基づいて、同告示1の距離基準を緩和した距離（距離基準に100分の80を乗じて得た距離）を適用しているところであり、平成26年度において、本特例を適用して5件の新規許可を行った。

通常の距離基準（平成10年大蔵省告示第74号）

（単位：メートル）

	繁華街(A)	繁華街(B)	市街地	住宅地(A)	住宅地(B)
指定都市	25	50	100	200	300
市制施行地	50	100	150	200	300
町村制施行地	—	—	150	200	300

（注）母子及び寡婦に対する特例は上記距離に100分の80を乗じた距離を適用する。

母子及び寡婦に対する特例を適用した新規許可状況

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
許可件数	6件	7件	12件	16件	5件

資料：財務省理財局調べ

## 母子・父子福祉団体等への事業発注の推進

母子家庭の母及び父子家庭の父の就業機会の増大を図るためには、母子・父子福祉団体等ひとり親家庭の福祉の増進を主たる目的とする団体の受注機会を増大させることも有効である。

このため、国においても、地方公共団体に対し、全国会議等を通じて、母子・父子福祉団体等の事業受注の機会の増大が図られるよう、周知を図っている。

特に、地域において自立支援の中核となる「母子家庭等就業・自立支援センター」については、母子・父子福祉団体に運営委託される例が多く、平成26年度には79地方公共団体において委託されている。

また、「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」に基づき、母子・父子福祉団体等の受注機会の増大を図るため、予算の適正な使用に留意しつつ、優先的に母子・父子福祉団体等から物品及び役務を調達するよう努めることとしている。

### ○母子家庭等就業・自立支援センター事業について母子・父子福祉団体へ運営委託を行っている自治体数

	平成15年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
自治体数	35	69	74	80	82	80	79	79

### ○母子・父子福祉団体等からの物品及び役務の調達状況

		平成25年度	平成26年度
国	件数	94	145
	金額 (千円)	3,495	2,227
地方公共団体	件数	750	648
	金額 (千円)	1,910,434	1,954,137

(注)平成25年度より調査。国には、独立行政法人又は特殊法人を含み、地方公共団体には、地方独立行政法人を含む。

## 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業支援を図る優良企業等の表彰

母子家庭の母及び父子家庭の父の就業を推進するためには、母子家庭の母・父子家庭の父を雇用する企業側にも働きかけ、母子家庭の母及び父子家庭の父が働きやすい環境整備等の取組を促進することが有効である。

このため、平成18年度に、母子家庭の母の就業支援を図る優良企業等の表彰制度を創設し（平成24年度より父子家庭の父の就業支援を図る企業も対象）、母子家庭の母・父子家庭の父を相当数雇用している企業、母子福祉団体等に事業を発注している企業など母子家庭の母及び父子家庭の父の就業支援に積極的に取り組んでいる企業等を年1回表彰しており、平成26年度にはひとり親家庭の就業支援に積極的に取り組んでいる1企業を表彰した。

### ◎リバー・ゼメックス株式会社（長野県岡谷市）

【厚生労働省ホームページより】

ホームページアドレス: <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000069597.html>

## 行政機関等における母子家庭の母等の雇用促進の取組

平成15年10月に厚生労働省内の母子家庭雇用促進チームによって取りまとめられた「母子家庭の雇用促進に向けた当面の取組」や、平成16年3月に母子家庭の母の就業支援に関する関係省庁連絡課長会議において申し合わされた「国の機関の非常勤職員を公募する場合に、その求人情報を母子家庭等就業・自立支援センターへ提供するとともに公益法人等に職員の求人情報を母子家庭等就業・自立支援センターへ提供することを要請するなど、母子家庭の母の就業の促進に配慮する」旨の内容に基づき、様々な機会を捉えて、国においては、国の機関の非常勤職員の求人情報を母子家庭等就業・自立支援センターへ提供するとともに、公益法人、社会福祉施設等の関係団体や地方公共団体に対し、非常勤職員等の求人情報を母子家庭等就業・自立支援センターへ提供するよう要請している。

また、平成25年3月の母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法の施行に伴い、国の各機関に対し、非常勤職員の雇い入れの際には、求人情報を近隣の母子家庭等就業・自立支援センターへ提供すること等を改めて要請している。

こうした取組みにより、平成26年度において、母子家庭等就業・自立支援センターの情報提供を通じて、国の機関には28名（1日の勤務時間が8時間で週5日勤務している者は10名、それに満たない時間数・日数で勤務している者は18名）が採用されており、地方公共団体及び関係団体には308名（1日の勤務時間が8時間で週5日勤務している者は131名、それに満たない時間数・日数で勤務している者は177名）が採用されている。

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
国の機関	57名	39名	63名	45名	33名	28名
1日8時間週5日勤務	30名	22名	25名	12名	19名	10名
上記に満たない者	27名	17名	38名	33名	14名	18名
地方公共団体及び関係団体	390名	329名	498名	430名	416名	308名
1日8時間週5日勤務	155名	135名	192名	131名	166名	131名
上記に満たない者	235名	194名	306名	299名	250名	177名